

森林組合法の運用について

(S53. 9. 14付け53林野組第175号)

林野庁長官通知

〔一部改正 H 6. 9. 29
H 9. 4. 1
H17. 3. 24
H24. 3. 27
H29. 3. 29〕

森林組合法（昭和53年法律第36号。以下「法」という。）の運用については、森林組合法の施行について（昭和53年 9 月14日付け53林野組第174号農林水産事務次官依命通達）によるほか、特に下記の事項に留意の上、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会の指導に遺憾のないようにされたい。

また、森林法等の施行に伴う森林組合及び森林組合連合会の指導監督に関する件（昭和26年 8 月21日付け26林野第11, 123号林野庁長官通達）、森林法施行令の一部を改正する政令の施行に関する件（昭和27年 5 月13日付け27林野第6, 272号林野庁長官通達）、森林組合財務処理基準令の施行に関する件（昭和27年 5 月16日付け27林野第6, 612号林野庁長官通達）、森林法の一部を改正する法律の施行について（昭和30年 8 月16日付け30林野第13, 132号林野庁長官通達）、森林組合財務処理基準令第3条の規定に基き農林水産大臣の指定する貸付金を定める件の運用について（昭和34年 8 月 7 日付け34林野政第4, 967号林野庁長官通達）、森林組合財務処理基準令の一部改正について（昭和40年11月 2 日付け40林野組第511号林野庁長官通達）、森林組合（生産組合）の指導について（昭和42年 3 月22日付け42林野組第90号林野庁長官通達）及び改正森林組合制度の施行に関する留意事項について（昭和49年10月31日付け49林野組第400号林野庁長官通達）は、昭和53年10月 1 日限り廃止し、森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律の運用について（昭和62年 6 月12日付け62林野組第143号林野庁長官通達）及び森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律による改正後の森林組合法の運用について（平成 9 年 4 月 1 日付け 9 林野組第27号林野庁長官通達）は、平成29年 4 月 1 日限り廃止する。

記

第 1 森林組合

1 事業

(1) 資金貸付事業及び購買事業（法第 9 条第 2 項第 1 号及び第 2 号）

本事業の実施に当たっては、次の諸点に留意されたい。

- ① 法第 9 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する「その他の事業」とは、森林・林業に関連する事業であるので、この「その他の事業」には、公共施

設の新設又は変更、宅地の造成（同項第1号に基づく資金の貸付けの対象となる営業の用に供する施設の敷地の造成を除く。）その他の市街地の開発整備の事業は、含まれないものであること。

- ② 森林組合（以下「組合」という。）による資金貸付事業の原資は一般に他の金融機関からの転貸資金に依存しており、その資金力は大きいとはいえないこと等に鑑み、法第9条第2項第1号に規定する「その他の事業」に必要な資金の貸付けの対象として、住宅の建設又は売渡しを含めないものとする。

- ③ 株式会社日本政策金融公庫や農林中央金庫等の資金を原資とした転貸については、組合員の借入に便宜が図られる面はあるものの、一方で転貸に係るコストを誰に負担せしめるかという点で、組合員の実質的な金利負担の増を招く危険性もあり、これら長短得失を総合的に勘案し、真に組合員の利益になるような運用が行われるよう留意する必要があること。

また、組合の転貸事務について、償還資金の自動引き落としの促進等事務の合理化・省力化により転貸事務経費の縮減に努めること、転貸手数料を徴収している組合にあつては、実費の範囲内において努めて定額にとどめること等について、都道府県知事は、組合に対し指導すること。

- (2) 林産物その他の物資の販売等事業（法第9条第2項第3号）

本事業の実施に当たっては、次の諸点に留意されたい。

- ① 林産物その他の物資

「その他の物資」のうち森林の産物としては、土石類、ミネラルウォーター、鳥獣、昆虫等が考えられるが、組合員が土石の採掘等森林の産物の生産を行う場合及び組合がそれらの販売等を行う場合には、それらの生産又は販売等に関する法令に違反しないよう、また、違反しないまでも森林の乱開発等につながることをしないよう特に留意する必要があること。

- ② 建物その他の工作物の建設又は売渡し

ア 都道府県知事は、「林産物を材料とする建物その他の工作物の建設又は売渡し」として行う住宅その他の建物に係る業務（以下「住宅関連業務」という。）を行い、又は行おうとする組合に対し、法第61条第2項の定款変更の認可、法第78条第1項の設立の認可及び法第84条第2項の合併の認可を行う場合には、別途定められた森林組合模範定款例（昭和53年7月26日付け53林野組第157号農林水産事務次官依命通知。以下「定款例」という。）に則して定款に住宅関連業務を行う旨明記させることとし、その旨を明記しなければ住宅関連業務を行わないよう指導するとともに、この場合、事前に、都道府県の林務部局はその住宅部局に協議すること。

この場合において、組合が住宅関連業務を行うに当たって、その業務の内容によっては建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けなければならないので、その基準の確保に関し、十分に連絡調整

を行うこと。

イ 都道府県知事は、住宅関連業務を行う組合に対し、その住宅関連業務がその主たる事業となることがないよう、住宅関連業務の実施に関し規約を定めさせること等を通じて監督することとし、必要に応じて法第113条第1項及び第2項の規定に基づく命令により是正すること。

ウ 都道府県知事は、住宅関連業務を行う組合に対し、その住宅関連業務が平均的な中小企業の行う住宅関連業務の完成工事高を上回って行われることその他の地域の住宅関連業務を営む者の事業活動に支障を与えることがないように指導すること。

エ 都道府県知事が住宅関連業務を行う組合に対し法第110条の報告の徴収等を行い、又は法第111条の検査を行った場合には、都道府県の林務部局は、その報告等又は検査結果のうち住宅関連業務に係る部分をその住宅部局に通知すること。

(3) 環境緑化木の販売等事業（法第9条第2項第4号）

環境緑化木の販売に当たっては、販売に係る環境緑化木の植栽までは通常行い得ると考えられる。

(4) 共同利用施設事業（法第9条第2項第5号）

本事業の実施に当たっては、次の諸点に留意されたい。

① 組合員のために施設を設置する必要性という観点から、「組合員の行う事業に必要な共同利用施設」とは、以下のとおりであること。

ア 組合員の相当数が行う事業を意味し、具体的には、林業、農業等が該当すること。

イ 組合員の一部が行う事業であって、アの事業に密接な関連を有するものを意味し、具体的には、林業経営が行われている森林の一部において行う森林レクリエーション事業等が該当すること。

② 「組合員の生活に必要な共同利用施設」とは、「組合員の相当数の生活に受益のある施設」を意味すること。

③ 共同利用施設とは、物的人的な設備を設置しこれを組合員に利用させるものであることから、広い意味では加工販売事業、教育情報事業等も共同利用施設に含まれるが、ここでいう共同利用施設とは、他で規定されているもの以外を指すものであること。

④ 上記①及び②の「相当数」については、数人をもって「相当数」とすることはできないこと、また、将来、施設を利用すると見込まれる組合員数を含めることに留意の上、実態に応じて判断すること。

⑤ なお、都道府県知事は、組合に対し、共同利用施設には、人的施設と物的施設の両方があることを踏まえ、事業実施に当たっては、定められた事業範囲を制限的に解することなく、自らの創意工夫によって事業の多角化に幅広く取り組むよう指導すること。

(5) 林地供給事業（法第9条第2項第7号）

本事業の実施に当たっては、定款例の附属書林地供給事業実施規程例に準

抛し、次の諸点に留意されたい。

- ① 組合員からの委託により行うことを原則とすること。
- ② 林地供給の対象者は、森林経営計画の認定を受けているか又は当該林地の取得後1年以内にその森林について認定を受けることが確実であって、林業経営に意欲を有している者とする。
- ③ 林地取得希望者名簿を作成し、常時、林地取得希望者の意向を把握しておくこと。

(6) 林産物その他の物資の加工事業（法第9条第2項第9号）

本事業の実施に当たっては、次の諸点に留意されたい。

- ① 本事業の対象となる食用きのこのその他の林産物としては、組織的な対応を行うことにより一層円滑な実施が期待される林産物が想定されており、具体的には、えのきたけ、ひらたけ、なめこ等の食用きのこ、山菜等が考えられること。
- ② これらの林産物の生産に組合が取り組む場合には、その需給動向を十分に見極めて行う必要があること。

(7) 林地処分事業（法第9条第7項）

本事業の実施に当たっては、林野庁長官が別に定める林地処分事業実施規程例（昭和53年7月26日付け53林野組第143号林野庁長官通知）に準拠した林地処分事業実施規程を設けるとともに、次の諸点に留意されたい。

- ① 組合員からの委託により行うことを原則とし、買入れを行う場合は、総会の議決を経て定めた開発計画に基づき住宅用地、工場用地等の造成その他区画形成の変更の事業を行うため転用相当林地を買い入れる場合に限定すること。
- ② 保安林の土地並びに地域森林計画において樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべきものとして定められている森林、飲用水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林、地域森林計画において更新の確保又は森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林並びに優良人工造林地及びこれに準ずる天然林の土地は、原則として、この事業の対象としないこと。
- ③ 転用相当林地の売渡しの相手方は、独立行政法人都市再生機構等を除き、自ら当該土地を利用する者とし、宅地建物取引業を営む者は対象としないこと。
- ④ 他の事業に係る経理とは区分して経理すること。
- ⑤ 本事業の実施に関し自然公園法（昭和32年法律第161号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等他の法令により規制が行われる場合があるので注意すること。

(8) 信託規程（法第10条）

信託事業の実施に当たっては、林野庁長官が別に定める森林経営信託規程例（昭和53年7月26日付け53林野組第143号）に準拠した信託規程を設けて、適正かつ円滑に行うことが必要である。

(9) 倉荷証券の発行（法第15条第1項）

保管事業を行う組合が倉荷証券を発行する場合に必要な農林水産、国土交通大臣の許可の申請その他の手続については、「農業協同組合法、水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令」（昭和25年10月14日農林省・運輸省令第6号）に定められるところによる。

(10) 共同施業規程（法第25条の2）

整備森林に係る森林施業の共同化に当たっては、林野庁長官が別に定める共同施業規程例（昭和62年7月11日付け62林野組第150号）に準拠した共同施業規程を設けて、適正かつ円滑に行うことが必要である。

また、都道府県知事は、組合に対し、地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林経営計画との整合性をとりつつ共同施業規程制度の運用を行うとともに、共同施業規程に即して締結された協定について施業実施協定（森林法（昭和26年法律第249号）第10条の11の9第1項の施業実施協定をいう。）として市町村の長の認可を受けることを協定参加者に働きかける等市町村との連携を図りつつ森林施業の共同化を推進するよう指導することが必要である。

(11) 森林の経営（法第26条～第26条の3、森林組合財務処理基準令（昭和53年7月11日政令第287号。以下「財基令」という。）第4条第2項）

森林経営事業の実施に当たっては、林野庁長官が別に定める森林経営規程例（平成29年3月29日付け28林政経第325号林野庁長官通知）に準拠した森林経営規程を設けて、適正かつ円滑に行うとともに、次の諸点に留意されたい。

- ① 森林経営事業を行おうとする目的が経営の受託や信託の引受けによって達成することができないか事前に十分検討するとともに、森林経営事業を行うことによる組合経営へのリスクが経営の受託や信託の引受けを行う場合と比べ過大なものとならないか等について、慎重に比較考量すること。
- ② 森林を取得して森林経営事業を実施する場合は、その取得価格が将来の収支等に大きな影響を与えないようなものとなっているか等について、慎重かつ十分な検討を行うこと。
- ③ 主伐後の再造林及び保育の確実な実施を含む施業に関する基本的な計画をたてること。
- ④ 組合員所有の森林と一体となった施業の集約化、伐採・地拵え・植栽に係る一貫作業の実施等施業の低コスト化に取り組み、主伐後の再造林、保育等に必要となる経費を適切に見込んだ上で、長期的な収支が赤字とならない収支に関する計画をたてること。
- ⑤ 本事業を実施する場合は、定款変更の手続の際、総組合員の3分の2以上の書面による同意があることを証する書面又は法第26条の2第1項による議決を経たことを証する書面を併せて行政庁に提出するものとする（森林法等の一部を改正する法律（平成28年法律第44号）の施行前において、定款変更の手続きの際、総組合員の3分の2以上の書面による同意が

あることを証する書面を既に提出している場合は、この限りではない。)

- ⑥ 法第26条の2第1項による議決から2週間以内に総組合員の6分の1以上の組合員が森林経営事業の実施に反対の意思を通知した場合は、同項の規定により森林経営事業を行うことはできないが、この場合にあっても、法第26条に基づき、総組合員の3分の2以上の書面による同意があれば森林経営事業を行うことができること。
- ⑦ 森林経営を行うに当たっては、林業を行う組合員の利益の増進又は当該森林の保続培養と森林生産力の増進が図られるよう森林経営計画の認定を受け、計画的に経営を行うものとする。
- ⑧ 本事業と他の事業とは区分して経理すること。
- ⑨ なお、組合が従来から教育指導事業の一環として経営してきたいわゆる教育展示林は、教育指導事業の遂行上必要かつ相当と認められる範囲において、森林経営事業とは別途の事業としてこれを行い得るものであること。

(12) その他

組合は、組合員のニーズ及び便益、地区内の森林資源の状況、地区の立地条件（林産物の消費地や都市との遠近等）、収益の見通し、地域の木材加工・流通業者等の関連事業者との関係等を総合的に勘案しつつ、自らの事業遂行能力に見合った事業を選択し、実施していくことが重要である。この場合、実施したい事業に見合った事業遂行能力が未だ十分といえないときは、人材の養成確保、財務基盤の充実、他の組合又は森林組合連合会との提携又は合併等により、組織経営基盤の充実に努めることが重要である。

また、事業範囲の拡大に当たっては、総会での説明等を通じて、組合の経営基盤の強化、組合の活性化等に資するものであること及び将来的にみて取り組むメリットがあることについて、組合員等に対し明確にするよう指導するとともに、新事業の実施に当たっては、関係者との協調・連携、他の組合との一体的な取組等により、流域全体の活性化に資するものとなるよう、都道府県知事は、組合に対し、適切な助言を行われたい。

2 組合員

(1) 組合員資格（法第27条）

組合の定款で正組合員の具体的要件を定めようとする場合には、次の諸点に留意されたい。

- ① 不在森林所有者については、原則としてこれを除外しないこと。
- ② 所有森林面積による制限を設けることは、なるべく避けることが適当であるが、もし面積で制限するとしても、当該地域の平均的な森林所有者の加入を不当に制限するものとならないようにすること。

(2) 回転出資金制度（法第29条）

回転出資金は、特別の預り金的性格を持ち、本来の出資金とは性格を異にするものであるため、法でいう払込済出資金には含まれないとされ、出資割配当はなし得ないとともに、組合が主たる事務所に備えておかねばならない組合員名簿に記載すべき事項となっていないが、組合員の出資金である

ことには変わりがないので、払い込んだ者ごとに払込みに充てた剰余金を生じた年度、損失のてん補に充てた年度及び払戻しをした年度並びにそれらの額等回転出資金に関する出資及び減資を記載した帳簿を備えておく必要がある。

(3) 加入の自由（法第35条）

「現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。」とは、森林の所有面積等の組合員たる資格の要件に関する制限を意味するものではなく、特殊な負担を課すなど不平等な条件を課することを禁止する趣旨である。

なお、定款で定める加入金の額は、組合の資産状態等とのつり合いから妥当な金額が定められなければならないことに留意されたい。

(4) 加入の時期及び相続加入（定款例第8条第6項及び第10条）

定款例において、加入の時期及び相続加入に関する規定を設けることが示されたので、これにより、組合員の加入の適正、円滑化を図るよう留意する必要がある。

3 管理

(1) 理事（法第47条）

作業班の業務に従事する場合には理事としての権限を有しない旨定款、規約等に明記することにより労働者災害補償保険等の適用を受けることができる。

(2) 代表理事（定款例第35条）

① 組合長、専務理事及び常務理事（以下「組合長等」という。）という名称を使用する理事の行う行為については、善意の第三者に対抗できず、組合が責任を有することとなることに留意されたい。

② 定款例においては、代表理事の選任と組合長等の選任は、手続上別とされているが、これは代表理事と組合長等を同一人物にすることができないという趣旨ではなく、組合運営上は同一人物を理事に選任することが適当であることに留意されたい。

(3) 理事会（法第47条及び第48条）

① 組合員の多様な意思を適切に組合の業務執行に反映させる観点から、選出された理事の活発な議論を促すよう留意されたい。

② 組合と理事の契約

ア 理事会の承認を受けなければならない組合と理事又は理事以外の者との取引における「理事」とは代表権の有無にかかわらず、すべての理事のことをいう。

イ 理事会の承認は、個別取引ごとに行うことが基本であるが、年間を通じて木材の売買取引を行っている素材生産業者との間の契約など継続的取引行為に係る契約については、一体的に承認することも認められる。

ウ 理事会において開示すべき取引についての重要な事実とは、取引の相手方、目的物、価格など組合が受ける影響が予測できる程度に具体的な

事実のことをいう。

エ 代表理事が自ら又は他の法人の代表者として組合と契約する場合において、代表理事が法第48条第3項の規定により他の者に当該代表権を委任したときは、当該契約に係る理事会の承認は要しない。

(4) 理事会の議事録等の書類（法第46条の3）

組合は、組合員及び組合の債権者（以下「組合員等」という。）が総会・理事会の議事録、定款等の書類の閲覧又は謄写を請求したときは、「正当な理由がない限りこれを拒んではならない」とされているが、この場合の「正当な理由」があるものとして、組合員等による閲覧又は謄写の請求を拒むことができるのは、以下の場合とする。

- ① 組合員等としての権利の確保又は行使のための調査を行うためでなく閲覧又は謄写を求めたとき。
- ② 組合の業務運営に関する情報を他に提供することで利益を得るために閲覧又は請求を求めたとき。
- ③ 営業時間外の請求であるとき。

(5) 参事（法第55条）

参事は、組合を代理し得る権限を有するものであるので、その設置に当たっては組合の経営管理について有能な人材を配置することが肝要である。

また、組合の主たる事務所又は従たる事務所において、その業務の主任者たる地位を示すような名称（例えば参事、所長）を使用している職員は、裁判外の行為については参事と同一の権限を有するものとみなされる（その職員が法第55条に規定する参事でないことを相手方が知っていた場合を除く。）ので、同条に規定する参事以外の者にみだりにそれとまぎらわしい名称を使用しないことが必要である。

なお、役員の常勤制を採用している組合が参事を設置するときは、事務処理上問題を生じないように常勤役員と参事との間の職務権限を明確にすることが必要である。

(6) 総代会（法第65条）

総代会の適正な運営を確保する必要があるので、定款上総会及び総代会の権限について明らかにすることはもちろん、総会と総代会との関係を明確にするため、総会及び総代会の運営に関する事項を規約で定める必要がある。

また、総代の選挙が厳正に実施されるよう、定款例において附属書森林組合総代選挙規程例が示されているので、これに即した選挙規程を定め選挙を行う必要がある。

4 その他

組合の機能の充実と組織の強化を図るためには、森林組合系統の自助努力が不可欠であるので、都道府県知事は、組合に対し、特に、次の事項に留意するように指導することが必要である。

(1) 人材の養成確保

森林組合系統が、各種の事業に積極的に取り組み、地域林業の振興と林業

を重要な産業とする山村地域の発展に資していくためには、系統内部における役職員に対する研修の実施、情報交換等に努めることにより、企画遂行能力、技術力等を備えた人材の養成確保を図る必要があること。

(2) 作業班の育成確保

森林組合系統が、組合員の要請にこたえて林業生産活動及び森林管理に積極的に取り組むためには、作業班の機械装備の高度化と技術力の向上に努めるとともに、作業班員の雇用の安定、労働条件の改善及び労働安全衛生の確保並びに社会保険への加入促進に努めることにより、作業班の育成強化を図る必要があること。

第2 生産森林組合

1 委託を受けて行う森林の施業又は経営（法第93条第2項）

本事業を行うに当たっては、生産森林組合（以下「生産組合」という。）が組合員から資本と労働の提供を受けて森林経営の共同化を図るものであるという生産組合制度の趣旨等を踏まえ、当該生産組合が行う必須事業の遂行に支障を生じない範囲内で行うよう留意されたい。

2 常時従事の意義（法第95条及び第96条第2項）

「その組合の行う事業に常時従事する」とは、生産組合の行う事業にとってほぼ周期的に通常必要とされる作業に、ほぼ継続的に従事することを意味する。

この場合において「継続的」であるかどうかの判断の基礎となる周期については、原則として1年をその期間とすべきであるが、その作業が断続的である現状の下においては、その生産組合の森林経営の実態に即してその周期をとらえざるを得ないと考えられる。

3 施業委託及び分収造林

生産組合がその所有等に係る森林の施業を他に委託することについては、生産組合が組合員から資本と労働の提供を受けて森林経営の共同化を図るものであるという制度の趣旨、当該生産組合の森林経営の実態等を十分に踏まえ、法に定める組合員の常時従事義務、員外者の雇用制限等を遵守することを前提に、適切に行うよう留意されたい。

また、生産組合が土地提供者となるにすぎない分収造林契約により森林経営を行う場合も同様である。

4 林地の貸付け

生産組合がその所有等に係る林地を貸し付けることについては、森林経営の共同化という生産組合の制度の趣旨等を踏まえ、事業の遂行に支障を生じない範囲内で適切に行うよう留意されたい。

5 組織変更の主な手続

生産組合は、組合員の意向により、その組織を変更し、株式会社、合同会社又は認可地縁団体（以下「株式会社等」という。）になることができるが（法第100条の2等）、その主な手続は以下のとおりである。

(1) 組織変更計画の承認

生産組合が株式会社等に組織変更しようとするときには、組織変更計画を作成して、総会の特別議決による承認が必要である。（法第100条の3第1項、第100条の3第2項において準用する第100条第2項で準用する第63条等）

(2) 債権者保護手続

生産組合が組織変更計画の承認の議決をしたときには、債権者に対して異議を述べる機会を与える等債権者保護のための所要の手続を行う必要がある。（法第100条の3第6項において準用する第66条並びに第67条第1項及び第2項等）

(3) 組織変更の認可

組織変更をするには、行政庁の認可を受けなければならないとされた（法第100条の8第1項等）。この認可申請は、行政庁が申請書を受理した日から2月以内に認可又は不認可の通知を発しない場合には、認可があったものとみなされることとなっている。（法第100条の8において準用する第80条第2項等）

なお、認可地縁団体への組織変更については、次の諸点に留意されたい。

- ① 都道府県知事の認可の前に、市町村長の同意を得なければならないこと（法第100条の22第2項）
- ② 都道府県知事は、認可地縁団体への組織変更の認可をしたときは、同意をした市町村長に対して認可した旨を通知しなければならないこと（法第100条の22第3項）
- ③ 市町村長は、当該通知があったときは告示を遅滞なく行わなければならないこと（地方自治法施行規則第19条第2項等）

(4) 組織変更の効力発生日

生産組合は、組織変更計画に設定した「組織変更がその効力を生ずべき日」又は「行政庁の認可を受けた日」のいずれか遅い日（以下「効力発生日」という。）に株式会社等となる。（法第100条の9第1項）

なお、当初設定した「組織変更がその効力を生ずべき日」（以下「効力発生予定日」という。）を変更する場合は、当該変更前の効力発生予定日の前日までに、変更後の効力発生予定日を公告しなければならないこととされた。都道府県においては、生産組合に対し、効力発生予定日を変更する場合には、公告前にその旨を報告するよう指導されたい。（法第100条の9第4項において準用する会社法第780条等）

(5) 組織変更の登記

生産組合が株式会社又は合同会社へ組織変更したときは、効力発生日から、その主たる事務所又は本店の所在地においては2週間以内に、その従たる事務所又は支店の所在地においては3週間以内に、生産組合については解散の登記をし、株式会社又は合同会社については設立の登記をしなければならない。当該解散の登記の申請と設立の登記の申請は、同時にしなければならない。（組合等登記令第26条第13項において準用する商業登記法第78条第1項）

また、生産組合が認可地縁団体へ組織変更したときは、効力発生日から、

その主たる事務所の所在地においては2週間以内に、その従たる事務所の所在地においては3週間以内に、生産組合の解散の登記をしなければならない。
(法第100条の10等、組合等登記令第26条第11項及び第12項)

(6) 組織変更の効果

生産組合が株式会社又は合同会社に組織変更する場合は、効力発生日に、組織変更計画の定めに従い、定款の変更をしたものとみなされる(認可地縁団体に組織変更する場合は、変更後の定款が規約とみなされる)。また、生産組合の組合員は、効力発生日に、組織変更計画の定めに従い、株式会社の株主、合同会社の社員又は認可地縁団体の構成員となる。(法第100条の9第2項及び第3項等)

6 その他

- (1) 生産組合の加入の自由、加入の時期及び相続加入、理事、参事並びに総代会については、第1の2の(3)及び(4)並びに3の(1)、(5)及び(6)によるものとする。(法第100条)
- (2) 生産組合から認可地縁団体への組織変更があった場合には、法人税法上、課税所得の範囲が全所得課税から収益事業課税へと変更することとなる。(地方自治法第260条の2第16項、法人税法第7条等)

第3 森林組合連合会

- 1 会員に対する複数議決権及び選挙権の付与(法第104条第2項及び森林組合施行令(昭和53年政令第286号。以下「令」という。)第13条)

会員に対し複数の議決権及び選挙権を付与する森林組合連合会(以下「連合会」という。)については、連合会の民主的な運用を確保するため、少数の会員に対して議決権及び選挙権が過度に集中しないよう十分配慮する必要がある。

2 その他

連合会の行う事業、会員及び管理については、第1の1の(1)から(11)まで、2の(2)から(4)まで並びに3の(1)から(5)によるものとする。この場合、「組合員」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

第4 連合会から組合への権利義務の承継

1 制度の内容

連合会は、従来、その正会員が1人になった場合には、法律上当然に解散することとされていたが、平成9年の法改正により、正会員が1人になった連合会は一定の期間暫定的に存続することが認められ、その間にその正会員たる組合が当該連合会の権利義務を承継することができることとされた。(法第108条の3第1項)

ただし、

- ① 連合会が出資連合会である場合において、その会員に准会員がいるとき
- ② 正会員たる組合が連合会に対して有する持分が、第三者の権利の目的にな

っているとき
には、包括承継ができないこととされている。(法第108条の3第1項ただし書)
これは、連合会の准会員や連合会に対して権利を有する第三者の権利を保護するために設けられているものである。

なお、生産組合は、連合会の権利義務を承継することはできないが、これは、生産組合は、本来、1林業経営体として組合の1組合員であるべきであるが、その規模などに着目して特例的に連合会の会員としていることから、制度として包括承継の受け皿とすることは不適當であるからである。

2 包括承継の主な手続

(1) 承継の議決

組合が連合会の権利義務を包括承継しようとするときには、連合会と組合のそれぞれにおいて総会の特別議決（総代会制を採用している組合にあっては、総代会の特別議決のほか、組合員投票において3分の2以上の多数による賛成）が必要である。(法第108条の3第2項において準用する第63条及び第84条)

(2) 債権者保護手続

出資組合が権利義務の承継の議決をしたときには、合併の場合に準じ、債権者に対して異議を述べる機会を与える等債権者保護のための所要の手続を行う必要がある。(法第108条の3第2項において準用する第84条第4項で準用する第66条並びに第67条第1項及び第2項)

(3) 承継の認可

承継するには、行政庁の認可を受けなければならないとされており（法第108条の3第2項において準用する第84条第2項）、この認可の申請は、会員が1人になった日から6月以内にしなければならない（法第108条の3第3項）。この認可申請は、行政庁が申請書を受理した日から2月以内に認可又は不認可の通知を発しない場合には、認可があったものとみなされることとなっている。（法第108条の3第2項において準用する第84条第3項で準用する第80条第2項）

(4) 承継の登記

組合が以上のすべての手続を完了したときには、合併と同じく登記しなければならない。この登記により包括承継は効力を生じ（法第108条の3第2項において準用する第86条）、連合会はその承継の時に消滅する。（法第108条の3第4項）

(5) 承継の効果

権利義務の包括承継により消滅した連合会の財産は、清算手続によって処分されないで、そのまま承継組合に包括的に移転することとなる。この場合において、動産、不動産、債権、債務その他の一切の財産は一括して承継され、個別の権利義務についての特別の承認手続は不要である。

また、この権利義務には、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有するものを含むこととされている。（法第108条の3第1項）

なお、承継の登記によって、連合会の財産は一括して承継組合に移転するが、この移転に伴う税制上の取扱いは、3によることとなるので、留意されたい。

(6) 承継が行われなかった場合

会員が1人になった連合会においても、包括承継の申請に対して不認可の処分があったとき又は会員が1人になった日から6月以内に認可の申請がなかったときは、当該連合会は解散し、清算手続が行われることとなる。(法第108条の2第4項第2号及び第3号)

3 税制の特例

包括承継の場合の法人税の課税については、合併に準じて取り扱うものとされ、資産、負債の簿価での引継ぎが認められているところであり、各事業年度における所得に対する法人税が課される。

また、承継組合が包括承継により不動産の取得をした場合の不動産取得税、特別土地保有税については、非課税措置とされている。(地方税法第73条の7第16号、第587条第2項)

第5 森林組合財務処理基準令

1 自己資本の基準(財基令第2条及び昭和53年7月17日農林水産省告示第45号)

本基準は、組合、生産組合及び連合会の財務内容の健全化を図るために固定比率が大きくなることを抑制しようとするものであるが、上部系統団体に対する増資の円滑化を図るため、農林中央金庫及び連合会への払込済出資金を規制の対象から除外することとされている。しかしながら、この除外は、上述のような必要に応じて行う特例的な措置であるから、自己資本を充実し、これらの払込済出資金も自己資本でまかなうよう努めることが必要である。

なお、財基令第2条第1項第2号の「その他の団体」に対する組合等の出資は、その出資が組合等の事業を有効かつ適切に遂行するために必要な場合に限られるのはいうまでもない。

2 貸付け等の基準(財基令第3条及び昭和53年7月17日農林水産省告示第46号(以下「貸付金告示」という))

本基準は、組合又は連合会の組合員又は会員に対する貸付け(連合会にあっては貸付け及び手形の割引)の平準化と事業運営の健全性の面を考慮して定められたものであるが、国及び地方公共団体からの貸付金等の政策的貸付金、森林担保資金等の担保が確実である資金等は除外することとされている。

本基準の運用については、次の諸点に留意されたい。

- ① 本基準における貸付金とは、組合又は連合会において、貸付事業に係るものとして経理されている長期貸付金及び短期貸付金をいうものとし、販売事業その他の部門における仮渡金、前渡金等はこれに含まないものとする。
- ② 貸付金告示3における貸付金については、当該貸付金に対する債務保証又は損失補償が当該資金の全部を担保するに至らない場合にあっても、当

該貸付金の全額が貸付金告示の対象となるものとする。

- ③ 貸付金告示5における国又は地方公共団体から交付されることが確定している補助金又は委託費とは、交付決定の通知等により、国又は地方公共団体が交付する義務が確定している補助金又は委託費をいい、従って単に事実上交付を受けることが確実であるものを含まないものとする。
- ④ 定款で定めるところにより員外利用を認めている組合又は連合会における員外者に対する貸付金の額（連合会にあっては貸付金の額と手形の割引金額の合計額）は、財基令第3条第1号及び第2号の基準の範囲内とすること。

第6 監督

1 行政庁の解散命令（法第114条）

組合、生産組合及び連合会に対する行政庁の解散命令については、法律上の解散の要件を満たす場合であっても解散以外に適当な手段がないか否か十分に検討の上、慎重に行う必要がある。特に、組合であって相当長期間にわたって事業を行わないものについては、その実情に応じ隣接する組合との合併又は協業の推進等により事業の活発化に努めるよう指導することとし、指導にもかかわらず事業活動の活発化が期待できない組合については、地域の森林、林業事情を考慮の上、解散の指導をするほか、最終的な措置として解散命令を行うことも必要である。

なお、解散命令を発するに当たっては、当該組合、生産組合又は連合会の利益を保護し当該命令の公正を期するため、あらかじめ解散を命じようとする理由を通知し、かつ、聴聞の手続をとる必要がある。

2 都道府県が処理する事務（令第16条本文）

令第16条本文の規定により都道府県知事が業務又は財産状況の報告の徴収（法第110条）、業務又は会計状況の検査（法第111条第1項及び第2項）、法令等の違反に対する措置（法第113条第1項及び第2項）、議決、選挙及び当選の取消し（法第115条）並びに専用契約の取消し（法第116条）の措置を採った場合には、速やかに(ア)措置の目的、(イ)措置の時期、(ウ)措置の内容を記した書面に対象組合又は連合会の現況を示すに足る資料を添えて林野庁長官に報告するものとする。